

生駒市規則第10号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び生駒市福祉事務所設置条例(昭和46年10月生駒市条例第23号)第4条」を削る。

第2条中「市民活動推進係 自治振興係」を「市民活動推進係」に、「環境政策課 企画係」を「環境モデル都市推進課 環境モデル都市推進係 地球温暖化対策係」に、「商工観光係 企業立地推進係」を「商工観光係」に、「徴収係」を「徴収係 滞納整理係」に、「庶務係 交通対策係」を「生活安全係

」に、「こども課 保育係 こども係
こどもサポートセンター」を「こども課 こども係 保育幼稚園
子育て支援総合センター 支援係
こどもサポートセンター

係

に、「健康係」を「保健予防係 成人保健係」に、「維持係 地籍調査係」

」を「維持保全係」に、「事業計画課 計画係」を「事業計画課 計画係 地籍調査係」に、「施設係 用地係」を「用地係」に、「施設整備課」を「営繕

課」に、「施設整備係」を「営繕係 保全係」に、「公園管理課 公園管
開発部
地域整備課 北部開
上下水道部

理係

「公園管理課 公園管理係
地域整備課 北部開発係 再開発係」に改める。
発係 再開発係
上下水道部

第7条市民活動推進係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次のように加える。

(5) 自治振興に関すること。

第7条市民活動推進係の項第6号を次のように改める。

(6) 認可地縁団体に関すること。

第7条市民活動推進係の項に次の3号を加え、同条自治振興係の項を削る。

(7) 地区集会所に関すること。

(8) 市民憲章及び親切美化県民運動に関すること。

(9) 部の庶務に関すること。

第7条の2中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民活動団体支援制度審査会に関すること。

第9条危機管理係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。

第9条の3企画係の項第4号中「実施計画」を「新規事業等」に改める。

第10条の3を次のように改める。

第10条の3 環境モデル都市推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

環境モデル都市推進係

(1) 環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。

(2) 分散型エネルギーの活用及び省エネルギーの推進に係る企画及び調査研究に関すること。

地球温暖化対策係

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム推進会議に関すること。
- (4) 地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること。
- (5) 再生可能エネルギー活用の普及啓発に関すること。
- (6) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (7) 環境に配慮した物品等の調達に関すること。
- (8) 環境審議会に関すること。
- (9) 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係

- (1) 自然環境の保全に係る企画調整に関すること。
- (2) 公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整に関すること。
- (4) 竜田川流域生活排水対策連絡協議会に関すること。
- (5) 環境保全に関する協定書の締結に関すること。
- (6) 学研高山地区環境保全対策委員会に関すること。

環境整備係

- (1) 環境美化の推進に関すること。
- (2) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (3) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。
- (4) 埋火葬の許可に関すること（市民課の届出に係るものを除く。）。
- (5) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (6) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (7) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録等に関

すること。

(8) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関すること。

(9) そ族、昆虫等の駆除の指導に関すること。

第10条の4 商工観光係の項に次の3号を加え、同条企業立地推進係の項を削る。

(9) 企業等の誘致に関すること。

(10) 企業等の立地に関すること。

(11) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第14条庶務係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「整理」を「収入整理」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「口座振替納付」を「納付手続」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、同条徴収係の項第2号を削り、同項第3号中「市税の」の次に「督促及び」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「交付要求及び差押え」を「差押え及び差押財産の換価処分」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第8号までを削り、同条に次の1項を加える。

滞納整理係

(1) 財産の交付要求に関すること。

(2) 市税の未収金の滞納整理及び滞納処分に関すること。

第18条庶務係の項第7号を次のように改める。

(7) 交通対策の調査研究に関すること。

第18条庶務係の項に次の5号を加え、同項を生活安全係の項とし、同条交通対策係の項を削る。

(8) 公共交通網に関すること。

- (9) 交通安全思想の普及に関すること。
- (10) 放置自転車等の対策に関すること。
- (11) 市営自転車駐車場及び市営自動車駐車場に関すること。
- (12) 交通対策協議会に関すること。

第23条保険係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 介護保険運営協議会に関すること。

第24条から第34条までを次のように改める。

第24条 こども課が分掌する事務は、次のとおりとする。

こども係

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 保育所及びこども園に関する企画、調査及び連絡調整に関する
こと。
- (4) 保育所及びこども園の施設の整備に関すること。
- (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関
すること。
- (6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第73号）による児童扶養手当の
支給に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の
支給に関すること。
- (8) 児童福祉法による援護、育成及び更生の措置に関すること（他課の
所管に係るものを除く。）。)
- (9) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による援護、育
成及び更生の措置に関すること。

(10) 小平尾南児童館運営審議会に関すること。

(11) 部及び課の庶務に関すること。

保育幼稚園係

(1) 保育所及びこども園の運営に関すること。

(2) 保育所及びこども園の施設の維持管理に関すること。

(3) 保育士の研修及び指導等に関すること。

(4) 保育所の入退所の決定に関すること。

(5) 保育所保育料の決定及び徴収に関すること。

(6) 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。

(7) 保育所運営委員会に関すること。

第25条 子育て支援総合センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

支援係

(1) 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。

(2) 地域子育て支援拠点事業に関すること。

(3) ファミリー・サポート業務に関すること。

(4) 子育て短期支援事業に関すること。

(5) その他子育て支援に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(6) 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。

第26条 こどもサポートセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 家庭児童相談室に関すること。

(2) 児童虐待に関すること。

(3) こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。

第27条 健康課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

(1) 健康施策の調査及び研究に関すること。

- (2) 健康づくり計画の策定に関すること。
- (3) 休日夜間応急診療に関すること。
- (4) セラピーいこまの維持管理及び運営に関すること。
- (5) 感染症対策に関すること。
- (6) 医療関係団体に関すること。
- (7) 保健施設に関すること。
- (8) 献血の推進に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

保健予防係

- (1) 市民の健康増進に関すること（成人保健係の所管に係るものを除く。）。
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による乳幼児健康診査等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 疾病予防に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (6) 食育の推進に関すること。
- (7) その他保健予防及び保健指導に関すること（成人保健係の所管に係るものを除く。）。

成人保健係

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）による保健事業に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 職員の健康管理に係る専門的事項に関すること。
- (3) 精神保健の啓発に関すること。
- (4) その他成人の保健予防及び保健指導に関すること。

第 28 条 病院建設課が分掌する事務は、次のとおりとする。

病院建設係

- (1) 病院建設に関すること。
- (2) 病院事業推進委員会に関すること。

第 29 条 国保医療課が分掌する事務は、次のとおりとする。

国保係

- (1) 国民健康保険税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 介護保険法による第 2 号被保険者に係る国民健康保険税の課税資料及び賦課に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者資格等の届出に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (5) 診療請求及び審査に関すること。
- (6) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。
- (7) 一部負担金の賦課徴収に関すること。
- (8) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

福祉医療係

- (1) 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 母子保健法による未熟児の養育医療の給付に関すること。

第 30 条 削除

第 31 条 管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 道路、公共用水路等の財産の管理に関すること。

- (2) 道路及び公共用水路の境界明示に関すること。
- (3) 市道の認定、廃止、区域の決定等に関すること。
- (4) 道路台帳の管理及び整備に関すること。
- (5) 道路、公共用水路等の資料統計に関すること。
- (6) 道路、公共用水路等の占用等許認可に関すること。
- (7) 道路等に係る損害賠償保険に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (8) 道路の通行制限に関すること。
- (9) 道路、公共用水路用地の寄附に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

維持保全係

- (1) 道路、街路樹等の管理及び補修等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 公共用水路及び治水施設の管理及び補修等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 道路施設の点検及び道路施設管理計画に関すること。
- (4) 道路施設管理計画に基づく補修工事に関すること。
- (5) 開発行為申請に基づく公共土木施設整備の指導及び監督に関すること。

第32条 事業計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

計画係

- (1) 道路、公共用水路等の整備計画の策定に関すること。
- (2) 都市計画道路の計画決定等に関すること。
- (3) 都市計画道路の計画線の明示に関すること。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条及び第65条に

基づく許可に関すること（都市計画道路事業に限る。）。

- (5) 大和川総合治水計画に関すること。
- (6) 開発等地域整備計画の協議、部内の調整等に関すること。
- (7) 水防計画及び地域防災計画における建設部の所管に関すること。
- (8) 生駒市土地開発公社に関すること。
- (9) 所管に係る公共事業用資産の買取り等の申出証明に関すること。
- (10) 各種建設促進協議会に関すること。
- (11) 部及び課の庶務に関すること。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 公共基準点の管理及び使用許可等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 道路敷地取得等に係る未処理物件の整理に関すること。

第33条 土木課が分掌する事務は、次のとおりとする。

整備係

- (1) 道路等の新設工事又は改良工事に関すること。
- (2) 公共用水路及び治水施設の新設工事又は改良工事に関すること。
- (3) 所管に係る公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事に関すること。
- (4) 交通安全施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (5) 水防活動及び水防資機材の管理に関すること。

用地係

- (1) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う用地の取得、用地補償等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 所管に係る公共事業用資産の買取り等の申出証明に関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

第34条 営繕課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

(1) 公営住宅に関すること。

(2) 課の庶務に関すること。

営繕係

(1) 建築物及び附帯施設の建設及び整備工事に関すること。

(2) 建築物及び附帯施設の修繕工事に関すること。

(3) 被災建築物及び附帯施設の調査及び報告に関すること。

保全係

(1) 建築物及び附帯施設の保全計画に関すること。

(2) 保全計画に基づく建築物及び附帯施設の保全工事に関すること。

第37条 建築審査係の項に次の1号を加える。

(9) 空き家等適正管理委員会に関すること。

第40条 北部開発係の項第5号中「部及び」を削る。

第45条 第1項中「課長」の次に「(子育て支援総合センターにあっては、所長。以下同じ。)」を加える。

第46条 第3項を次のように改める。

3 指導主事は、上司の命を受け、保育所の運営に関する指導業務及び幼稚園事務補助執行規則(平成26年3月生駒市教育委員会規則第3号)により補助執行することとされた幼稚園の運営に関する指導業務を掌理する。

第47条の見出し中「所長」の次に「、副所長」を加え、同条第1項中「所長に限る。以下同じ。)」の次に「、副所長(子育て支援総合センターの副所長に限る。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「所長」の次に「、副所長」を加える。

第52条第1項中「所長」の次に「、副所長」を加える。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境政策課長」を「環境モデル都市推進課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表中「環境政策課長」を「環境モデル都市推進課長」に、

14	開発部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 開発部長 之印	開発部長 名で発す る文書	地域整備 課長	を
----	-------	-----	--------	-------------------	---------------------	------------	---

14	削除						に
----	----	--	--	--	--	--	---

改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の3の項中「市長事務部局の参事及び課長」の次に「、子育て支援総合センターの所長」を加え、「（鹿ノ台分署の分署長を除く。）」を削り、同表の5の項中「消費生活センターの所長」の次に「、子育て支援総合センターの副所長」を加え、「及び分館長」を「、分館長及び室長」に改め、「、鹿ノ台分署の分署長」を削る。

(生駒市予算規則の一部改正)

第5条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「福祉事務所長、次長、課長」の次に「及び子育て支援総合センター所長」を加え、「副消防長及び」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第6条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「消費生活センター所長」の次に「、子育て支援総合センター所長、子育て支援総合センター副所長」を、「教育委員会事務局の課長」の次に「、主幹」を加え、「及び分館長」を「、分館長及び室長」に改める。

別表第1中「環境政策課長」を「環境モデル都市推進課長」に、

こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

こども課長	所管に係る保育料、入園料その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
子育て支援総合センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	

施設整備課長	生駒市営小平尾桜ヶ丘住宅に係る使用料の収納	人権文化センターの所属職員	を
	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	

営繕課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	

」	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

消防署北分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
消防署鹿ノ台分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

消防署北分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

改め、「、保育料、入園料」を削り、「小・中学校長
幼稚園長」を「小・中学校長」
に、

教育委員会生涯学 習課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
教育委員会施設管 理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

教育委員会生涯学 習課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	

教育委員会図書館 北分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

教育委員会図書館 北分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
教育委員会生駒駅 前図書室長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

改め、「市長が指名する職員」を削る。

(生駒市こどもサポートセンター規則の一部改正)

第7条 生駒市こどもサポートセンター規則（平成17年3月生駒市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 子どもと家庭に関する相談、指導等を行い、適正な児童養育その他児童福祉の向上を図るため、こどもサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第3条第3号から第6号までを削る。

（生駒市屋外広告物規則の一部改正）

第8条 生駒市屋外広告物規則（平成14年3月生駒市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「環境政策課」を「環境モデル都市推進課」に改める。

（生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正）

第9条 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年10月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12人」を「10人」に改め、同条第6号を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条中給料等の支給に関する規則第5条の5第1項の表の改正規定（「（鹿ノ台分署の分署長を除く。）」及び「、鹿ノ台分署の分署長」を削る部分に限る。）及び第6条中生駒市会計規則別表第1の改正規定（消防署鹿ノ台分署長に係る部分に限る。）は、同月8日から施行する。